

別表（第9条関係）

公文書の種類	交付する写し又は複製物	金額
文書、図画及び写真	複写機により複写したもの（単色刷りで、日本工業規格A列4番の大きさまで）	1枚につき 10円
	複写機により複写したもの（単色刷りで、日本工業規格A列4番を超えA列3番の大きさまで）	1枚につき 20円
	複写機により複写したもの（複色刷りで、日本工業規格A列3番の大きさまで）	1枚につき 50円
電磁的記録	ビデオテープに複写したもの（120分まで）	1巻につき 300円
	録音テープに複写したもの（120分まで）	1巻につき 200円
	フレキシブルディスクカートリッジに複写したもの	1枚につき 50円
	光ディスク（コンパクトディスクレコーダブルに限る。）に複写したもの	1枚につき 100円
その他	公文書性質に応じ作成した写し又は複製物	当該写し又は複製物の作成に要する費用に相当する額
備考	用紙の両面に複写したもの（単色刷りで、日本工業規格A列3番の大きさまでに限る。）については、片面を1枚として算定する。	